

6文科高第1356号  
令和6年11月26日

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
伊 藤 学 司  
(公 印 省 略)

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）

この度、別添のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和6年文部科学省告示第158号）が、令和6年11月26日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

## 記

### 第一

「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準告示」という。）において定められる、大学、短期大学及び高等専門学校に関する学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第4条第1項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に係る要件に関し、適切な定員管理を促す観点から、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第1項第4号及び第6号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第108条第2項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可に当たっては、当該認可の申請を行う大学等において、当該分野ごとの

収容定員の総数の増加を伴わないものに限り，認可基準告示第1条第1項第3号及び第4号に規定する認可の基準については，適用除外とする措置を講じることとしたこと。

## 第二 施行期日について

この告示は，令和6年11月26日から施行すること。

【本件担当】  
高等教育局大学教育・入試課大学設置室  
電話：03-5253-4111（内線 2486）

○文部科学省告示第一五八号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十六日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 「略」</p> <p>一〇二 「略」</p> <p>三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であつて、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごと）に修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>一〇二 「同上」</p> <p>三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごと）に修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。</p>

<p>四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、○・五倍を上回ること。 五・六 「略」</p>	<p>四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、○・五倍を上回ること。 五・六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。